障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）により、平成二十八年四月からは事業主に対して、雇用の分野における障害を理由とした差別的取扱いが禁止され、また、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、平成三十年度から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加え、法定雇用率が〇・二パーセント引き上げられること等を背景として、その就労意欲が高まっており、新規求職申込件数が年々増加している。このため、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第一項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

二　平成二十九年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成二十九年度の新規求職者のうち、求職者支援法第二条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成二十九年十一月末現在で百五十四万五千七百三十八人であった。

そうした中、平成二十九年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成二十九年十一月末現在で八万百九十二人であり、求職者支援訓練については、同月末現在で一万八千百十三人であった。

また、平成二十九年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が八十五・八パーセント、委託訓練が七十三・七パーセント、求職者支援訓練の基礎コースが五十九・一パーセント、実践コースが六十六・三パーセントであった。

注　求職者支援訓練については、平成二十六年四月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注　施設内訓練は平成二十九年八月末までの、委託訓練は同年七月末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同年四月末までの訓練修了者等の訓練修了後三箇月の就職率である。

さらに、在職者訓練の受講者数は、平成二十九年十一月末現在で五万三千三百四十二人であり、学卒者訓練については、同年十月末現在で五千六百九十人であった。

第三　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

障害者については、法定雇用率の引上げ、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十六号）による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の改正等を背景として、その就労意欲が高まっており、新規求職申込件数が年々増加している。このため、障害者の実質的な社会参加に向けて、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められている。また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度や生活困窮者の自立支援施策については、母子家庭、父子家庭、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受けている世帯や生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二条第一項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

二　平成二十八年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成二十八年度の新規求職者のうち、求職者支援法第二条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は平成二十八年十一月末現在で百六十二万九千九百六十八人であった。

そうした中、平成二十八年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成二十八年十一月末現在で八万三千八百六十一人であり、求職者支援訓練については、同月末現在で二万千五百九十五人であった。

また、平成二十八年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が八十四・八パーセント、委託訓練が七十二・五パーセント、求職者支援訓練の基礎コースが五十九・五パーセント、実践コースが六十三・五パーセントであった。

注　求職者支援訓練については、平成二十六年四月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いている。

注　施設内訓練は平成二十八年八月末までの、委託訓練は同年七月末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同年四月末までの訓練修了者等の訓練修了後三箇月の就職率である。

さらに、在職者訓練の受講者数は、平成二十八年十一月末現在で四万八千九百五十四人であり、学卒者訓練については、同年四月末現在で五千六百五十五人であった。

第三　計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。